

# ＜強勢形人称代名詞＋関係節＞型感嘆文についての一考察

小川 彩子

(関西学院大学大学院)

関係節には一般的に、制限的關係節、同格的關係節および擬似關係節の三種類がある。朝倉(2011)は制限的關係節および同格的關係節について、「制限的關係節は、先行詞の表わす人・物を同種の他の人・物と区別してそれに限定を加え、文意に不可欠なもの。これに反し、同格的關係節は、先行詞に付随的觀念を添えるにすぎないから、これを省略することができる」と述べている。また、古川(1992)は、擬似關係節について「擬似關係節であることの確認は、制限的關係節と異なり、先行詞のみで指示的自立性を持ち、また同格的關係節と異なり、先行詞と關係節の間にコンマを入れることができないという基準によって行うことができる」と説明する。

上記の定義にしたがうと、次の(1)-(3)はどの關係節に該当するだろうか。

(1) Moi qui vous parle, j'ai vu Napoléon une fois, à Chartres. (Zola, E. *La Terre*)

(2) (ポリーナは慈善活動として、恵まれない子供たちのためにキナワインを作っている。ある少女の父親がそのワインを飲んでしまったと聞き)

Moi qui prends la peine de le fabriquer ! disait Pauline. (Zola, E. *La joie de vivre*)

(3) (娘が母親を起こす場面)

Maman ! Maman ! il est tard. Toi qui as une course... (Zola, E. *Germinal*)

(1)-(3)はすべて＜強勢形人称代名詞＋關係節＞型の文である。朝倉(2011)は、「人称代名詞のように特定のものを表わすときは、關係節は一般的に同格的」と述べていることから、(1)-(3)はすべて同格的關係節であるように思える。しかし、關係節が主語の同格として機能している(1)とは異なり、(2),(3)から關係節を省くと主節がなくなってしまうことから、(2)と(3)を同格的關係節であると判断することは妥当ではない。(2)と(3)は、上に述べた古川(1992)による擬似關係節の判断基準をみたすことから、擬似關係節であると推測される。また、(2)と(3)のような＜強勢形人称代名詞＋關係節＞型の文は感嘆文として用いられることが多いように思える。

本発表では、まず(2)と(3)のような＜強勢形人称代名詞＋關係節＞型の文が擬似關係節を用いた表現であることを示し、次に＜強勢形人称代名詞＋擬似關係節＞が感嘆文となる仕組みを明らかにすることをめざす(なお、(2)と(3)を感嘆文に分類する理由についても言及する)。